

## ●香川県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和6年4月19日

香川県知事 池田豊人

### 1 施術所を開設している者

指 定 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
令和6年 3月1日	香生施438	篠原 光道 観音寺市観音寺町甲1087番 地21	はなぞの鍼灸接骨院 観音寺市観音寺町甲1180番 地1	柔道整復
令和6年 3月1日	香生施439	篠原 光道 観音寺市観音寺町甲1087番 地21	はなぞの鍼灸接骨院 観音寺市観音寺町甲1180番 地1	はり・きゅう

### 2 上記以外の者

指 定 年月日	指定番号	施 術 者	住 所	診療科目 (業務の種類)
令和6年 4月1日	香生施440	島崎 智博	丸亀市南条町5番地1京都みや び4 a 2号	あん摩マッサー ージ
令和6年 4月1日	香生施441	島崎 智博	丸亀市南条町5番地1京都みや び4 a 2号	はり・きゅう